

特 記 仕 様 書

1 業務概要

- (1) 業 務 名 職員公舎植栽管理業務委託
- (2) 場 所 秋田市千秋矢留町地内ほか

2 業務範囲等

職員公舎敷地内の指定箇所樹木の剪定・伐採作業及び害虫防除作業を実施する。

- (1) 矢留、川尻公舎の指定箇所樹木の剪定・伐採作業に際しては、次の事項に留意して実施すること。
 - ① 剪定は1回実施する。
 - ② 作業中は業務担当者を現場に配置し、作業員に対し適切な指示や指導を行うこと。
 - ③ 高所等での作業について、安全帯を着用する等十分な安全を確保するとともに、通行車両や通行人等については落下物から保護する措置をとること。
 - ④ 作業を実施する際は事前に公舎及び近隣の居住者へポスティングで知らせること。
 - ⑤ 各公舎の電線、電話線に近接（線から2 m以内）した箇所での作業をする場合は、関係事業者に確認し、実施に際しては、電線・電話線の断線等に配慮するとともに、感電防止措置をとること。
 - ⑥ 作業により発生した枝葉などの処分材は、関係法令の定めに従い適正に処分すること。
- (2) 川尻公舎への指定範囲の害虫防除作業に際しては、次の事項に留意して実施すること。
 - ① アメリカシロヒトリ発生予防のため1回実施する。
 - ② 作業中は業務担当者を現場に配置し、作業員に対し適切な指示や指導を行うこと。
 - ③ 作業を実施する際は事前に公舎及び近隣の居住者へポスティングで知らせること。
 - ④ 車両、衣類等に薬剤がかからないよう十分注意し、状況によっては覆い等による保護を行うこと。
- (3) 作業時には指定箇所樹木等以外の樹木について目視による状況確認を行い、樹木の異常や支障となる状況がある場合には報告すること。
- (4) 指定箇所樹木の剪定・伐採作業及び害虫防除作業は、令和8年9月末日までに行うこと。

3 業務担当者

次の作業には資格を有する者を業務担当者として配置すること。

(1) 剪定・伐採作業

造園施工管理技士(1級又は2級)又は造園技能士(1級又は2級)の資格を有する者とする。

(2) 害虫防除作業

薬剤散布に際しては、農薬使用に係る資格(農薬管理指導士、農薬適正使用アドバイザー、緑の安全管理士又は技術士(農業部門・植物保護)のいずれか)を有する者とする。

4 提出書類

受注者は次の書類を発注者に提出しなければならない。

(1) 契約後、速やかに提出するもの

建築保全業務計画書、業務責任者通知書

(2) 作業前に提出するもの

作業工程表

(3) 作業毎に提出するもの

作業報告書(作業前、作業内容、作業完了の写真)
点検報告書

(4) 全作業完了後に提出するもの

委託業務完了通知書
産業廃棄物管理票の写し

5 その他

この仕様書に定めのない事項、または仕様に疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。